

## 犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和4年8月26日午後2時00分犬山市役所2階205会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙「農業委員会総会議案一覧表」のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

1番	今井 高信	欠席	2番	高木 正己	
3番	小澤 正明		4番	日比野 真里	
5番	吉原 範明		6番	澤野 敏久	欠席
7番	寺澤 克己	欠席	8番	吉野 幹雄	
9番	伊藤 讓		10番	松山 運美	

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局 長	武内 雅洋	統括 主査	宮田 隆志
主任 主査	北野 研吾	書 記	波田 訓史

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、松山会長が議長席につき、7名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

5番	吉原 範明	8番	吉野 幹雄
----	-------	----	-------





する仕組みを指します。

この場合、支柱の基礎部分は農地として使用できなくなるため、一時的に農地でなくす一時転用の許可が必要となります。また、太陽光パネルによって営農に著しい支障がないようにしなければなりません。

このことについて2つ目の段落、営農型太陽光発電設備の取扱いの主な内容についての①に、一時転用に当たっての5つのチェック事項が記載されています。

- ・一時転用期間が一定の期間となっているか。
- ・下部の農地での営農の適切な継続が確実か。
- ・農作物の生育に適した日照量を保つための設計であるか。
- ・効率的な農業機関の利用が可能な高さであるか。
- ・周辺農地の効率的利用等に支障がない位置に設置されているか。

今回の申請についても主にこの5点を中心に適切であるかを確認します。また、資料の右欄の②について、一時転用許可は再許可が可能です。太陽光パネルの製品寿命は25～30年といわれ、またFITと呼ばれる売電単価の固定価格買取制度を利用した場合、買取価格が固定で20年間保証となっていることもあり、多くの太陽光発電では太陽光パネル設置から20年間行うことが主流です。このため、一時転用が終わる前に再度一時転用の申請をして許可を得ることで、一時転用を継続できるようになっています。

また、資料右下の③について、農作物の生産性等に支障が生じていないかチェックを行うため、年に1回の許可を受けた者からの報告が義務付けられています。

参考資料②「営農型太陽光発電に係る農地関連法のイメージ図」をご覧ください。今回の申請に関する農地関係法令のイメージ図です。

まず、農地の上部にある太陽光パネルの分については、土地の所有者から発電事業者である XXXXXXXXXX が使用させてもらう形になるため、「区分地上権」の設定が必要で

す。これに関しては、農地を他の用途に変更はしませんが、農地の上に権利を設定するため、農地法第3条の許可が必要となります。

次に、太陽光パネルの支柱の基礎部分ですが、これは先にお話した通り、農地として使用できなくなりますので、一時転用が必要となります。なお、この図には書かれていませんが、発電に付属する設備である電柱なども一時転用をすることになります。

最後に、農地の部分ですが、今回の申請に関する土地は3筆あり、それぞれ土地の所有者が異なるため、所有者のうちの1人が他の2人の所有者から土地を借りて耕作を行います。このため、利用権の設定が行なわれています。

また、今回の案件に関して7月15日に現地において、松山会長、及び今井地区の吉原副会長、小澤委員、日比野委員、奥村推進委員、小幡推進委員、吉田推進委員、と事務局、愛知県尾張農林水産事務所農業改良普及課稲沢駐在室の■■■■氏、営農者の■■■■氏、借人の■■■■、施行・管理業者の■■■■で、計画の説明会及び現場の立会いを行っております。

では、議案書1ページをご覧ください。第37号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定についてです。

#### 【議案説明】

①いつもより細かい数値で表示しており非常に見づらく申し訳ありませんが、支柱などの円の面積の計算上、整数等に整理すると数値が合わなくなるため、申請者が小数点以下第3位まで計算をしており、申請書の数値をそのまま議案書に掲載しています。本件の内容は、次の第38号議案と重複しますので、第38号議案で併せて説明します。

第38号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定についてです。

## 【議案説明】

議案書4ページ目、差し替えのページとなりますが、番号1番を説明します。この議案は、参考資料②の支柱の部分、及び電気の引込柱を一時転用する許可申請になります。

借人は、[ ]に本社を有し、自然エネルギーを利用した発電・発熱及び電力の販売などを行う事業者で、同社の取締役の1人が犬山市に在住しており、太陽光発電所の設置場所を探す中で、日照の条件や土地所有者及び隣地所有者の同意など設置の条件に合ったため、今回の申請となりました。発電施設の管理は、借人より [ ]にある [ ]に委託する予定となっています。

ここからは最初にお話しいたしました参考資料①の5つのチェック事項について適切かどうかを確認します。

1点目は、一時転用期間が一定の期間となっているか。ということですが、認定農業者等の担い手であるか、荒廃農地を活用するか、第2種農地又は第3種農地を活用する場合のいずれかに該当すれば最大10年まで一時転用できることとなっていますが、今回はこのいずれにも当たらないため3年以内の転用となります。申請は3年間の一時転用を行うこととして、農地復元計画書及び復元確約書が添付されており、撤去費用についても見込まれているため、1点目は適切であると考えます。なお、3年間の一時転用期間が終わる前に再度一時転用の申請をして許可を得た場合は、一時転用を継続することが可能です。

2点目は、下部の農地での営農の適切な継続が確実か。という点ですが、これは、営農が行なわれていること。生産された農作物の品質に著しい劣化が生じていないこと。地域の平均的な単収（収穫量）と比較して概ね2割以上減収しないこと。により判断することとされています。

この点については、地図資料を表から4枚めくっていただき、第38号議案-1の縦長の用紙で左肩に（別紙様式例第1号）と記載されている「営農型発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書」を

ご覧ください。

営農者である■■■■氏は大豆栽培で10年以上の実績を持ち、今回の作付け予定作物も大豆で、有機栽培を行う予定で、トラクター、管理機、除草機、播種機などの農業機械も所持しており、営農の継続が見込まれます。作物の品質及び収穫量に関しては、地図資料の見込み書をめくっていただき、左肩に「3. 営農への影響の見込み」と記載されたページの(1)の表で、大豆の光合成に関する光飽和点は20~25と低く、栽培を行う夏から秋にかけての日照は強いため、今回のパネルの設置により35%の減少をみこんでも、大豆の育成に必要な日照を十分に確保できることが記載されており、一枚めくって次のページの(3)の表で単収の減少が概ね2割までで抑えられることが記載されています。なお、大豆栽培への影響については■■■■より知見を有する者の意見書が提出されています。

収穫量は天候・気象状況の影響で変動する部分もあり、作付けする作物によっても判断が異なるため、最終的には許可権者の愛知県が必要に応じて専門家の意見など聞いて判断をすることとなりますが、今回の計画に関して、愛知県尾張農林水産事務所農業改良普及課稲沢駐在室にも現地と資料を確認していただき、「大豆については、光飽和点が低く、夏から秋にかけての日照量から考えて、パネルで35%日照が減少しても問題はなく、設備的な問題はないと考える。」と聞き取りしており、2点目についても問題ないと考えております。

チェック事項の3点目は、農作物の生育に適した日照量を保つための設計であるか。という点ですが、先ほどの愛知県尾張農林水産事務所農業改良普及課稲沢駐在室からの聞き取りのとおり、パネルは遮光率35%で設計されており、適切であると考えられます。

4点目については、効率的な農業機械の利用が可能な高さであるか。という点ですが、先ほどの地図資料の「3. 営農への影響の見込み」のページの中で、パネルの最低地上高が2.3

m、支柱と支柱の間隔が4～4.1mとなっており、トラクター、管理機、除草機、播種機が耕作を行う際に、楽に通れるスペースがあるため、4点目も適切であると考えています。

5点目は、周辺農地の効率的利用等に支障がない位置に設置されているかという点については、周辺の農地へ悪影響を及ぼさないよう排水経路の改善を行う計画であり、南側の隣地に水が流れ込まないように、南側のパイプを撤去し、西側を埋め戻します。また、農地の北側に水路をほり、農地に勾配を付けることにより、北側及び東側へ集水して東側河川へ排水します。また愛知県尾張農林水産事務所農業改良普及課稲沢駐在室においても現場とレイアウト図を確認していただき、聞き取りにおいて「現地周辺の営農に関して設備的な問題はないと考える。」との意見を頂いたおり、適切であると考えています。

農地区分表をご覧ください。農地区分は表面左側①番ア－（ア）農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の規定により市が定める農業振興地域整備計画において農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地に該当します。許可基準は右側の1番ア－（イ）－cで、仮工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うもので、利用目的を達成する上で当該農地を供する必要がある、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないものに該当します。

以上のように申請は適切であると考えますので、第38議案は許可相当であると考えます。また、第37号議案の第3条の許可申請についても、第5条が許可されることを条件として、許可相当であると考えます。

続いて議案書の5ページをご覧ください。第39号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。6ページをご覧ください。今月の案件は2件です。1番と2番ともに相対での利用権設定で、城東地区の案件となります。



本件は、先ほどの第37号議案及び第38号議案と一連もので、参考資料②のイメージ図の下部の土地の部分の案件です。営農者となる■■■■氏が耕作する予定の土地は合計で3筆あり、■■■■は営農者本人の所有する土地ですが、■■■■は整理番号1番の■■■■氏、■■■■が整理番号2番の■■■■氏の所有地であるため、利用権を設定して奥村貞幸氏が耕作を行います。

続きまして第40号議案、農業振興地域整備計画変更に伴う農業委員会の意見決定についてです。今回の申出は変更申出一覧、整理番号1番、1件のみです。

#### 【議案説明】

1枚めくってください。位置図が記載されております。犬山南小学校から南東の方角でございます。橋爪子ども未来園の東の方、農振農用地内に今回の申出の位置があります。

現在の橋爪子ども未来園は設置から40年、五郎丸子ども未来園は48年経過しており、施設の経年劣化による老朽化や、多様化する保育ニーズへ対応する必要がございました。その中で、平成16年に策定の地区計画において、橋爪子ども未来園、五郎丸子ども未来園は、公園用地として位置付けられました。また、令和元年に子ども未来園施設整備10ヵ年計画で2園統合の移転整備の方針が決定しました。保育所の移転については、2園の保育所の区域から近く、園舎は駐車スペースが十分にある土地であること。また、園児の声による騒音問題に配慮して、住宅密集地からできるだけ離れた場所から候補地を探す必要がございました。これらの条件がある土地を探した結果、今回の申出地に認可保育所を建設する計画に至りました。

建設計画は、汚水の方は、公共下水道へ接続。雨水は西側排水を排水、また、別紙、別途図面をもとに説明をさせていただきます。都市計画法の許可の見込みあり、特定都市河川浸水被害対策の許可見込みあり、農地法許可見込みあり、農地法許可見込みありと記載ございますが、ちょっとこちらだけ、別途説



でに設置しておりますが、認可制で認可保育所を設置しても、北側に存在する農地の地形的連続性は損なわないため、また、申出地の西側約11メートルの距離に小規模であるものの集落が存在しているため、これらの立地条件から、申出地は農振農用地の周辺部であるということで判断しております。

また次のページに周辺図、農業用水路の流れを記載しております。今回申出により除外する北側の農地につきましては、個別に取水排水が確保されておりますので、除外をされても支障がないというような判断をしております。

もう1枚めくっていただきまして、周辺図写真です。現在の申出地周辺の写真を添付しております。続きまして土地利用計画図です。汚水につきましては、今回の申出地の北西角、赤字で小さくてちょっと見づらいですけども最終汚水樹というのを設置します。ここから公共下水道に接続します。北側、団地との境に、本管がありますのでそこの本管に管を接続して、下水道に排水をします。また雨水につきましては、園庭の箇所に地下貯留施設が1つ。あと駐車場の方に地下貯留施設、点線になっているところがございます。ここで水を地下貯留させまして、処理した後、申出地西側水路の方に雨水を排水するという計画になっております。

また1枚めくっていただきまして、建物立面図断面図が添付されております。2ページ目の1-6の断面図が、ちょうど建物の北側部分、駐車場の北側部分を示しておりますが、北側農地の隣接する場所でございます。敷地内L型擁壁を設けまして、田の土砂の流出等ないような施工計画で、周辺農地への影響がないよう対策をとる計画となっております。議案の説明の方は以上になります。

議長

ただいま事務局から第37号議案から第40号議案までの説明がございました。これで皆さんお気づきかと思いますが、37号から39号までは、一つの土地で、関連したものでございます。

37号は、太陽光パネルのことで区分地上権をしますよということですので、38号議案は、その太陽光パネルを支持する足。足のところだけは農地転用しますよ、これについてご審議くださいよということです。39号議案は、■■■■さんという方が土地を借りられるんですが、その土地の借りられる部分の面積は、38号議案の支持する足の農地転用した部分、ここだけは外してありますよという意味でございます。40号議案につきましては今の説明の通りでございますが、今の説明の中で何かご質問だとか、ご意見があれば、承りたいと思っておりますがよろしいでしょうか。はい、小澤委員。

小澤委員

3番、小澤です。37号から39号関係ですが、排水計画が掲載、この図面載ってるんですが、現地で説明会をした時に、職員の方に、雨量の計算をして排水計画を出してくださいよという質問をしてるんですが、それについてここへ記載がないように思われるのでその説明をお願いします。

それから2点目ですが、変更要旨一覧に、申請者申出人は犬山市長山田拓郎になってますが、これ犬山市が予算を議会にかけて買収されるのか、代行買収をされるのか、その2点をお願いいたします。

議長

事務局よろしいですか。

事務局

小澤委員の質問に回答させていただきます。今回、確かにパネルのところへ雨は降るんですけど、当然下で作物を栽培しておりますので、天然の雨水というのは必要なものになります。

あと、上流の方から排水が流れてくるんですけど、それについては、当然大豆も必要以上に雨水はいりませんので、そういう上流から流れてくるものについては排水量を、水路を切って流します。そこについては、例えば新川の特定都市河川の対策が必要になるエリアではないものですから、そういう雨水の排水の方は、最終的に計算されていないことを業者の方から確認

はしておりますが、作物の栽培に、不要なものはちゃんと排水路で河川の方へ流すというところで、業者とは確認をしております。

あと、買収土地の方の方につきましては、子ども未来課が担当課になるんですけど、これから農振の除外の手続きをしまして、農地転用の許可を事務的に進めていくんですけど農地転用の許可がされた後に、土地を市の予算として、買う予定ということでは聞いております。

議長

今のお答えでよろしかったでしょうか。

小澤委員

私が聞きたいのは、抽象的な答えなくて、そこの面積ですね。太陽光の水は、すぐ流れる。だからそれについて、犬山市のあそこでどれだけ雨が降るかを計算して、それに対して排水が可能かどうか数量で示して欲しいと言ってるんですね。どれだけ上からずっと来て、あそこを通過してこっちになってくるかわかりませんが、その太陽光を設置することによって、一旦水が流れるもので、それを何立米降って何立米流れていくと、浸透はなるべくそういう量数字で、お示しをしてくださって言ってます。

事務局

今いただいた意見につきましては今回の農地転用の申請及び関連する法律の方の申請において、必ずしも必要な計算ではないものですからしていないというところになります。

議長

よろしいでしょうか。はい、吉原委員。

吉原委員

1つは太陽光発電ということですが。地権者だとか耕作者にとって、どういうメリットがあるんだろうかということですね。農地委員会というのは、農業の推進というものを目的としてるわけだけれど、農業にマイナスになっても推進していくことになるかどうかというふうには行政は考えてるのかなど、ちょっと

聞いてみたいと思ったものですから、すいません。

事務局

吉原副会長からの質問にお答えさせていただきます。営農型太陽光のメリットにつきましてはこちらカラー刷りの資料のところ冒頭のところにもあるんですけど、農業の方が土地を農業しながら発電、売電収入を得られるということで、その際に、普通に太陽光の発電をしてしまうと、例えば固定資産税なども税金が農地から宅地並みの雑種地だとかそういった扱いで、固定資産税が高くかかるようになります。今回、土地を支柱の部分パネルの部分、地上権の設定などで貸す形になりますので、そういう賃借料、そういったものが所有者さんの方に入ります。

耕作者さんの方は耕作者さんの方で、太陽光の事業者さんの方から、一定のその耕作料というんですかね、その下でやることについての現金収入があるということで、そういうメリットがあることを聞いてます。

吉原委員

今の話ですとその賃料が入ってくるということなんですけども、売電は、                    がほとんど持ってっちゃうわけですよ。その                    からの賃貸料をもらってことですか。厚生省がやるんだったら話は簡単でよくわかりやすいと思うんですけど、これ業者がやって、全部持ってっちゃうんじゃないのって、そういう気がしてしょうがないんですけど。

それともう一つ、過去に同様のものがあって、ここにあった耕作状況を調査する云々の状況がありますんで、現実にはそれはどのようにされてるのか、どうなってるかということちょつと聞いてみたいと思ったものですから、すいません。

事務局

まず所有者さん利用権の設定の所有者さんの方にはこちらの6ページのところ見ていただくと、これは書類上、                    さんが所有者さんに支払うことになっておりますんで、                    さん

はその分の費用とかをまとめて、[REDACTED]さんの方から、そういった関係のお金をいただく、そういう内容だということをお聞かせしております。

あと、[REDACTED]のところでも過去、平成の26年の12月に当時ヒラタケということで、太陽光のパネルの下で栽培する営農型太陽光で、一時転用の許可で許可を受けた件があります。その後、営農が開始されたんですが、台風の被害であったり、ちょっと耕作者さんの栽培技術が未熟さだったり、外的な要因としてヒラタケというキノコの菌糸を、三重県の方の会社から仕入れていたんですけど、その会社がヒラタケの栽培をやめてしまっただけで、手に入らなくなるというような状況もありまして、しいたけだとか他の作物に変えて取り組んだんですけど、結果として3年間、1度もそういう単収の8割の要件を満たすことができず、そうすると一時転用の許可というのも更新がめんどろね、立たないというような状況で、そういう事業者さんの方も、愛知県と協議をしまして、結果的に、太陽光の用地として転用するよということで、平成30年に農業委員会で審議して、県から永久転用の許可を受けております。その間、毎年1年ずつ、年度末に栽培の報告とかももらっていたんですけど、結果としてヒラタケが、十分ではないんですけど収穫できたのは2年目だけの状況でございました。

吉原委員      そういった形で事業者さんから農業委員会の方へ報告が上がりまして、当然農業委員会またそれを県に書類を進達する。県の方が最終的にそういう営農の状況なんかもチェックしながら再度の一時転用の許可、そういったものが見込めるかどうか、そういったことを確認していく。そういう状況でございましたということ地目変更しちゃったってことですかそこは。

事務局      農地転用が行われたので、農地法上は地目の変更を行われています。ただ、その許可書をもって法務局で、その登記簿上の地目を変えたかどうかまでは、こちらの方は追っていません。

ん。

議長

その他にご意見、ご質問あればお受け賜りますが、よろしいでしょうか。それではないようでございますのでこれから地区審議の方をお願いいたしたいと思えます。

午後 3 時 1 5 分 地区審議

午後 3 時 2 5 分 開議

議長

定刻になりましたので、よろしいでしょうか。それではただいまより再開をさせていただきます。

それでは第 3 7 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請書許可決定について、意見の決定を求めます。

1 番について、城東地区お願いいたします。

小澤委員

3 番、小澤です。1 番については、次にあります第 3 8 号議案の農地法第 5 条の許可を条件として、許可するのが相当であるとします。

議長

第 3 7 号と第 3 8 号と続いております。3 条は犬山市が結論を出すんですが、万が一、愛知県が 5 条を駄目だといった場合は、犬山市農業委員会が認めたのも、駄目になりますよと、そういう条件がついてますよということで 3 7 号を認めるということですね。ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第 3 7 号議案、別紙申請事項について意見の決定を第 3 8 号議案の第 5 条申請が許可されることを条件として可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長

それでは、本議案について可と決定しました。



続いて第38号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について意見の決定を求めます。

1番について、城東地区お願いします。

小澤委員 第38号議案ですが、許可相当としますが、条件としましてこれもう1回報告とか言いますが、現況についてはやっぱり、事務局の方できちんとやってるかどうか、これを調査して、委員会にこの報告をしていただきたいと思います。収穫時期は10月以降だというふうに聞いておりますので大体、だからその年に1回だけ、収穫時期にあつて、現地を確認して、委員会において、説明をお願いしたいと。そういうような条件として、許可相当とします。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第38号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。続いて第39号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について意見の決定を求めます。

1番と2番について、城東地区お願いします。

小澤委員 1番と2番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第39号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

## 【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。続いて第40号議案、農業振興地域整備計画変更に伴う農業委員会の意見決定について意見の決定を求めます。

1番について、犬山地区お願いします。

高木委員 1番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第40号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

## 【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。  
続いて報告事項について事務局より報告してください。

事務局 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届け出書受理について、今月の報告は4件です。報告は以上です。

議長 報告事項について何かご質問だとかご意見がございましたらお受けた場合、承りたいと思いますが、いかがでしょうか。  
よろしいでしょうか。なければこれで報告は終了いたします。  
これで本日を呈しておりました案件は、すべて終了いたしました。  
これをもちまして本日の会議は終わらせていただきます。